

相続対策の有効な手段

子や孫への生前贈与を考える

相続対策の有効手段として子や孫への「生前贈与」が注目されているが、様々な贈与制度があるだけに、家族構成や資産の状況に見合った最適な活用法を選択したいところだ。そこで、子や孫への贈与で利用できる贈与制度を取り上げ、それぞれの効果や注意点を検証する。 アドバイザー／英和税理士法人

今年からの相続税増税で、相続対策の有効な手段としての“生前贈与”への注目が高まっています。

そうしたなか、贈与制度は『結婚・子育て資金の一括贈与制度』が新設され、7種類に増えました。子や孫への贈与にしても、どの制度をどういった場面で選択すべきか悩ましいケースも出ています。

各制度の特徴を元に、相続対策効果や注意点などを踏まえた活用法を考えてみましょう。

■贈与で財産の早期移転を図る方向に

贈与税は、当初相続税の補完として設けられました。相続税を軽くするために補完目的で生前贈与する人には高い税率で贈与税を課し、徴収もれを防ぐというものです。

2003年の相続時精算課税制度の登場を機に、贈与制度は税負担不要の大型贈与制度を充実させる方向へ大きく転換しました。

税収確保よりも、裕福な祖父母世代から子や孫世代への財産の早期の移転を図り、消費を活性化するという経済効果を狙った制度となっています。

■各制度の特徴と活用時の留意点

下表では、子や孫への贈与で活用できる制度をまとめました。(配偶者への贈与の特例、自社株関係は除外しています。)

【暦年贈与】

★成人の子・孫向け“特定贈与制度”が登場

今年から、直系尊属(祖父母や父母)から子や孫への贈与が“特定贈与”として、軽減税率が設けられました。一方最高税率は、相続税と同様55%へと引き上げられています。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	成人の子と孫(特定贈与)		左記以外(配偶者、未成年の子と孫、他人)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

★まとまった贈与も1週間で実現

年末年始と2度に分けての贈与なら基礎控除(110万円)がダブルで使え、まとまった贈与がわずか1週間で実現します。例えば、贈与額410万円(基礎控除後300万円)では贈与税が35万円で、2回の贈与で、750万円もの財産を移転できる計算となります。

暦年贈与では、多くの相手に何年にもわたって少額の贈与をしておけば、相続財産減らしの効果が大きくとれます。若干贈与税負担が出て、相続税率より低い税率での贈与を繰り返すことで、相続対策効果が得られます

★“名義預金”で失敗しないためには？

現金贈与は簡単そうに見えるため、税理士に相談せず行われるケースが多く見られます。ところが、相続税の税務調査では預金口座は必ずチェックされ、子名義の通帳や銀行印を親が管理していた、親が勝手に引き出していたなどの事実が発覚して、“名義預金”として相続税が追徴される例が後を絶ちません。

贈与するお金の渡し方、贈与契約書の作成、贈与後の資金管理、通帳や印鑑の管理など、単純な現金贈与といってもコツがあります。せっかくの贈与が無駄にならないよう、お客様へはリスクを案内し、事前に相談いただけるようにしておきたいものです。

★無駄遣いを防止するには？

現金贈与では、「無駄遣いされては？金銭感覚がずれてしまうのでは？」など、親の心配はつきません。次のように、資金の使い道と一緒に案内できればその不安も解消できます。

＜生命保険と組み合わせた生前贈与＞

贈与資金を元に生命保険に加入して、事実上お金を使いにくくする方法です。

例えば、次のように保険に加入し、できれば保険料は子の口座からの引落としとします。

- ・契約者：子ども
 - ・被保険者：親
 - ・保険金受取人：子ども

子は親の相続発生時に死亡保険金を一時所得として受け取り、将来の納税資金などとして活用します。

＜運用と組み合わせた生前贈与＞

資金を資産運用に回させるのも一法です。無駄遣いの心配が解消し、子や孫の将来に向けた資産形成の支援にもつながります。

たとえば来年4月からスタートするジュニアNISAでは、年間80万円(5年分で計400万円)を非課税で運用できますから、暦年贈与の基礎控除額内で合法的に資金援助できます。成人の子や孫なら、NISAの非課税限度額(年間120万円を5年分で600万円)の活用余地もあります。

子や孫への贈与で利用できる贈与制度の比較一覧表(2015年9月現在)

制 度 名		贈与者の要件	受贈者の要件	制度の概要	税率、非課税限度など	相続対策効果	相続税の課税
暦 年 贈 与	特定贈与	直系尊属(祖父母や父母など)	20歳以上の子・孫	1暦年の贈与財産の価額のうち、基礎控除額(110万円)を超えた部分に課税。	・特定贈与税率 ・110万円以下は非課税	○	相続や遺贈で財産を取得した者は、相続開始前3年以内の贈与財産が課税対象
	一般贈与	制限なし	制限なし		・一般贈与税率 ・110万円以下は非課税		
相続時精算課税	原 則	60歳以上の者(祖父母または父母)	20歳以上の推定相続人及び孫	2,500万円以内の贈与は非課税だが、将来、相続発生時に贈与価額で相続税が課税。一度この制度を選択した贈与者からの贈与では、暦年贈与を使えない。	・累計2,500万円まで非課税 ・その超過部分は、一律20%課税	△	すべて相続財産に加えて相続税が課税される。過去の贈与税納税額は相続税から控除する。
	住宅取得等資金	年齢制限なし(祖父母または父母)					
住宅取得資金の贈与(2019年3月末まで)		直系尊属(祖父母や父母など)	20歳以上(合計所得2千万円以下)	資金の贈与を受けて住宅取得にあてた場合、非課税限度額まで贈与税が課されない。(居住要件等あり)	契約時期に応じた非課税限度額内まで非課税(次ページの表参照)	○	生前贈与加算なし
教育資金一括贈与(2019年3月末まで)		直系尊属(祖父母や父母など)	30歳未満の子・孫	教育資金を子や孫の信託銀行等の口座に預け入れて贈与が完了。本人が教育費等を支払う都度に引き出して使えるが、目的外使用部分には贈与税がかかる。	受贈者1人あたり1,500万円まで非課税	○	生前贈与加算なし
結婚・子育て資金の一括贈与(2019年3月末まで)		直系尊属(祖父母や父母など)	20歳以上50歳未満の子・孫	結婚・子育て等の資金を子や孫の信託銀行等の口座に預け入れて贈与が完了。本人が教育費等を支払う都度、引き出して使えるが、目的外使用部分には贈与税がかかる。	受贈者1人あたり1,000万円まで非課税(※結婚費用は300万円以内)	△	贈与者の相続発生時の残高に相続税が課税される。(ただし、孫でも2割加算は不要)。

